

JaSPCAN 学術集会 演題抄録における倫理的配慮の記載例

以下に、【倫理的配慮】の記載例を示しますので、抄録を演題登録する際、参考にしてください。

1. 倫理審査で承認されている研究等の発表

- * 「本研究（もしくは、本演題で発表する内容）は、〇〇大学〇〇学部 倫理審査委員会の承認を得た。承認番号：〇〇〇〇」と記載する。
- * ただし、倫理審査委員会名を实名で表記することにより研究対象者が個人特定され得る場合は、「本研究（もしくは、本演題で発表する内容）は、所属施設倫理審査委員会の承認を得た。」と記載する。
- * なお、地方公共団体の職員が発表する場合は、倫理審査委員会の承認を得たうえで、当該自治体の個人情報保護条例に抵触しないことを確認し、その旨、追記する。

2. 倫理審査の対象とならない研究等の発表

- * 以下の項目に該当する旨、端的に記載する。
 - (1) 個人情報を含まない、ないしは、匿名化された情報による、アンケート・聞き取り調査・半構造化面接調査・インタビュー・意識調査・支援活動内容等の報告である。
 - (2) 心理学・社会学・教育学等の人文・社会科学分野のみに係る研究、もしくは、工学分野等の個人情報を含まない研究である。
 - (3) 法令・省令に基づく研究である。
 - (4) 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報を用いた研究である。
 - (5) 既に匿名化（対応表が作成されていない、あるいは、対応表がどこにも存在しない）されている試料・情報を用いた研究である。
 - (6) 既に認定事業者等によって作成されている一定のルール下で加工された「匿名加工情報」または「非識別加工情報」を用いた研究である。
 - (7) 既に公開されている論文やデータベース・ガイドラインのみを用いた研究である。
- * 倫理的配慮の記載例
 - ① 「本発表は、意識調査の結果から匿名化された情報のみを分析して報告するものである。」
 - ② 「本研究は、人文・社会科学分野のみに係る研究で、個人情報を含まない。」
 - ③ 「本研究は、匿名加工情報のみを用いた研究である。」
 - ④ 「本発表は、既に公開されているデータベースを用いて実施した研究の結果を報告するものである。」

註：匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報を指し、非識別加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報を指す。

- * なお、上記(1)～(7)に該当することにより倫理審査が不要であっても、地方公共団体の職員が発表する場合は、当該自治体の個人情報保護条例に抵触しないことを確認し、その旨、追記する。

3. 5例以下の症例報告

- * 現在、JaSPCAN では演題発表における倫理的配慮の基準・方針を検討中であるが、第27回学術集会かながわ大会では、5例以下をまとめた症例報告については、上記2(1)～(7)と同様、倫理審査不要という方針で査読を行う。したがって、5例以下の症例報告における倫理的配慮は、以下の記載例を参考にして記載していただきたい。

- ① 「研究対象者のうち10歳以上の者および研究対象者全員の家族等代諾者には、研究目的・研究方法について、また、参加は自由意志で拒否による不利益はないこと、および、個人情報の保護と同意撤回について、文書と口頭で説明を行い、該当者全員から書面にて同意を得た。」
- ② 「本研究（もしくは、本演題で発表する内容）は、○例（註：5例以下であること）に関する症例報告であり、いずれの個人も特定されることのないよう個人情報を加工した。」

- * 研究施設の実名記載や「自施設」等の表記をすることにより研究対象者が個人特定され得る場合は、「A施設」等書き換えること。
- * なお、地方公共団体の職員が5例以下の症例報告を行う場合は、当該自治体の個人情報保護条例に抵触しないことを確認し、その旨、追記する。
- * ただし、5例以下の症例報告であっても、有効性・安全性の評価をする等、研究性のある発表の場合は、倫理審査が必要である。

4. その他

- * 上記1～3のいずれにも該当しない演題であるため、倫理的配慮の記載方法がわからない場合は、jaspcan27-kanagawa@c-linkage.co.jp にメールでお問合せください。